

平成22年2月8日

木津川市長 河井 規子 様

木津川市清掃センター建設審議会
会 長 和田 安彦



ごみ焼却場木津川工場の建設候補地の選定について（答申）

平成21年5月29日付け、1木ま第194号にて諮問のありましたごみ焼却場木津川工場（以下、「クリーンセンター」という。）の建設候補地の選定の件について、市民の視点を重視するとともに幅広い観点から慎重かつ集中した審議を重ねた結果、下記のとおり結論に至りましたので答申いたします。

記

1 建設候補地の選定結果について

木津川市が昨年度に示した5つのクリーンセンターの建設候補地のうち、「候補地－②（木津川市鹿背山川向地内）」が最適地と判断し、望ましい建設候補地に選定いたします。

2 建設候補地の選定理由について

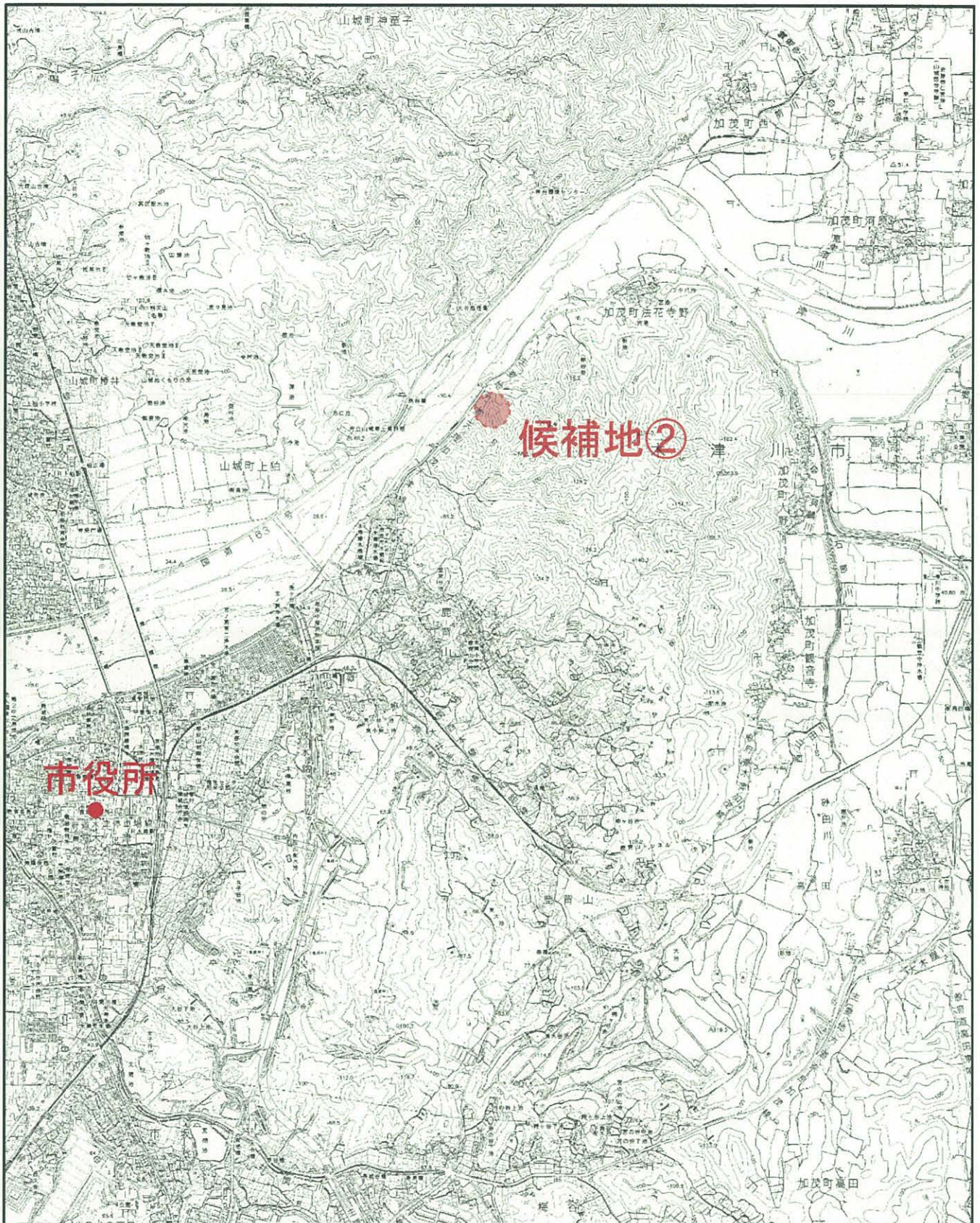
建設候補地の選定理由については、別紙1のとおりです。

3 クリーンセンター施設整備にあたっての配慮事項について

本審議会での審議過程において各委員から出された多くの意見に基づき、クリーンセンター施設整備にあたって配慮すべき事項について、別紙2のとおりとりまとめましたので、今後、これらの趣旨、内容が活かされクリーンな都市施設、さらに役立つ施設として一日も早く、クリーンセンターの建設・稼働が実現されるようお願いします。

以 上。

選定候補地位置図



は候補地位置であり、候補地の敷地境界を表すものではありません。

建設候補地の選定理由

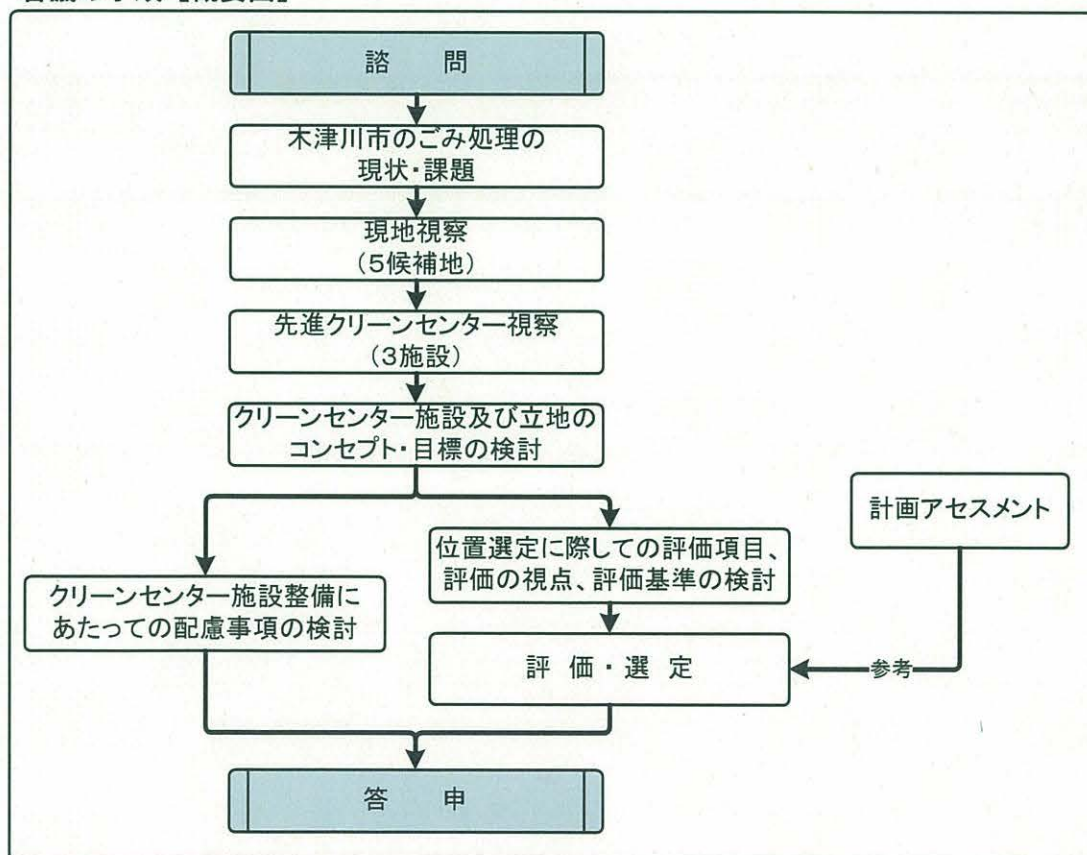
木津川市清掃センター建設審議会は、新たなクリーンセンターの建設候補地として、木津川市が昨年度に示した5つの建設候補地のうち、「候補地－②（木津川市鹿背山川向地内）」を望ましい候補地として答申しました。

答申に至るまでには、木津川市の可燃ごみの処理の現状、今後のごみ処理量、施設規模及び必要となる用地面積などの与件を踏まえ、クリーンセンターの建設候補地の現地視察はもとより、近隣市に立地する先進クリーンセンターを視察し、我が国の最新の技術と豊富な経験を活かしたクリーンセンターの現状について視察・調査を致しました。

これらの与件及び調査等に基づき、市民の立場から必要かつ望ましい条件を満たしたクリーンセンター施設・立地に対するコンセプト・目標像についての基本的な方向性を整理の上、この方向性に基づき、建設候補地の位置選定を行うための評価項目、評価の視点及び評価基準を定めました。

この評価基準に5つの建設候補地の状況を照らして評価した結果、「候補地－②（木津川市鹿背山川向地内）」が、最も望ましい候補地であるとの結論に至りました。

審議の手順【概要図】



クリーンセンター施設整備にあたっての配慮事項について

1 クリーンセンター整備の必要性和早期建設・稼働に向けた取り組みの推進

木津川市にとって、クリーンセンターの建設は、市民の日常生活に直接影響のある緊急かつ最も重要な課題であると考えている。

現在、木津川市から排出される一般廃棄物の可燃ごみは、木津川市と精華町で構成する相楽郡西部塵埃処理組合の打越台環境センターにおいて焼却処理をしているが、昭和 55 年 4 月に稼働後 30 年が経過しようとしている。

この間、施設の老朽化が相当に進み、大規模改修をしたとしても数年しか稼働することが出来ない状況にある。

加えて、木津川市から発生する一般廃棄物については、関西文化学術研究都市の宅地開発などの人口増加により、打越台環境センターの処理可能な量を超える可燃ごみの処分を市外の民間事業者へ 10 年以上も委託しており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の趣旨に基づくごみ処理に対する地方自治体としての責務が果たせていない。

については、クリーンセンター施設整備にあたり、本審議会でも審議した内容を活かし、可能な限り早期の建設・稼働に向けて、その取り組みを更に積極的に推進すること。

2 市民に信頼されるクリーンセンターの整備・運営の確保

2-1 市民の理解と協力を得るための取り組み

(1) 市民の理解と協力

クリーンセンターの整備・運営にあたっては、市民、議会、行政が一体となって取り組むことが必要である。特にクリーンセンター建設予定地の周辺住民の理解と協力が得られるよう誠意を持って説明を行い、信頼されるクリーンセンターの実現に向けて、努力すること。

(2) 環境影響に係る調査への周辺住民の参加

クリーンセンターの建設に先立ち実施する環境影響に関する調査については、法令に規定する手続きに基づき実施することは当然のことであるが、特に建設予定地の周辺住民の生活や自然環境に対する現状把握、さらに不安、心配を払拭するためにも、その調査内容の検討に際しては、専門的な観点からの助言・指導に加え、周辺住民の意見を聞くなどの配慮をすること。

また、建設予定地の周辺住民の参加による環境保全と施設監視のための協議組織の設立などに努めること。

(3) 情報公開の推進

クリーンセンターの建設に際して、市広報やホームページなどを活用し、情報公開に努めること。

また、施設稼働後において、排ガス等の施設の運転状況に関するデータの情報公開に努め、市民に信頼される施設運転に努めること。

2-2 安心・安全・安定したクリーンセンターの確保

(1) 施設の性能確保

施設整備に際しては、我が国のクリーンセンターの技術と経験の蓄積による最新、最良の技術を取り入れ、市独自の環境基準を満たした排ガス等の対策はもとより、安全、安心及び安定等に十分配慮することが必要である。クリーンセンターは高度な技術を集結して作り上げる必要があることから、施設の性能を確保するため、専門技術的な視点に基づく検討を十分に行うこと。

なお、クリーンセンターの建設に際して、地下に廃棄物がある場合、土地の掘削等により生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあることから、廃棄物処理法等の関連法令に基づき、廃棄物を適正に処分すること。

(2) 施設の適切な運営管理

施設の運営管理については、環境マネジメントや 2010 年に国際規格化が予定されている ISO26000 等の考えを取り入れた運転マニュアルを作成・遵守し、確実かつ安定した施設の稼働を確保することを基本とした上で、コスト縮減に配慮した運営を行うこと。

(3) ごみの収集運搬車に対する配慮

ごみ収集運搬車の通行に際しては、生活道路（国道、府道、都市計画道路等の主要道路以外の道路であって、市街地・集落内の日常生活のための道路をいう。）を通過経路として使用しないよう配慮すること。

加えて、クリーンセンター施設周辺地域での交通安全対策に万全を期すとともに運搬途中にごみ等がこぼれ落ちることのないように、収集運搬に携わる者に対する研修・交通マナーの遵守を徹底すること。また、収集運搬車の洗浄やクリーン・エコ対策に極力配慮すること。

3 地域活性化等に役立つクリーンセンターの有効活用策の展開

(1) 環境学習の学びの場等の確保

地球温暖化対策をはじめ、さまざまな環境問題に対処するためには、市民が環境に対する関心を持ち、住民、事業者及び行政が環境問題について共通した認識の下で、協働して対策を実行することが大切である。

このため、木津川市として積極的に環境学習に取り組むことが、非常に重要である。

クリーンセンターは、循環型社会の形成を推進する上で、重要かつ基幹的な施設となることから、全ての市民を対象とした環境学習の学びの場としてクリーンセンターを活用するとともに環境に関する各種の情報を発信する機能等を確保するよう配慮すること。

(2) 災害時における地域支援機能の確保

近年、台風・集中豪雨や地震などにより、全国各地で自然災害による深刻な被害が報道されている。幸いにも、木津川市域内においては、大規模な災害は発生していないが、万一、災害を被った場合、周辺住民をはじめ、市民が安全に避難できる避難場所等として活用できるように整備すること。

また、クリーンセンターの整備に際しては、災害に強い施設・災害時に地域支援の拠点として活用できるよう配慮すること。

(3) 地域活性化と環境ゾーンの整備に向けた取り組み

クリーンセンターの整備にあたり、ごみの焼却による余熱エネルギーを積極的に活用するとともに雨水や太陽光なども利用した設備を取り入れた自然調和型の施設整備を目指すこと。

また、施設用地については概ね3haを確保し、関西文化学術研究都市の中核地として相応しい木津川市がイメージできるよう、施設の外観・外構について、周辺環境との調和・景観・デザイン等に配慮するとともに、市民に親しまれ、利用される地域コミュニティや地域活性化の拠点となるよう施設計画を検討すること。

加えて、長期的な視野に立ち、クリーンセンターを含みその周辺について、公園等の利用を想定した環境ゾーンを設定し、環境学習に加えて、住民が自然とふれあう場や人々の交流の場となるよう、クリーンセンターの周辺住民をはじめ市民の要望・意見等を取り入れた計画づくりを進め、実現を目指すこと。

4 ごみの分別・減量の取り組みの推進

現時点におけるクリーンセンターの計画規模については、平成19年度における木津川市及び精華町における燃やすごみ及び廃プラスチック・ビニール

類（容器包装リサイクル対象を除く）の発生原単位を基に算定しているが、引き続き、ごみの減量・分別の推進とごみの発生量の把握に努め、実際の施設整備にあたっては、ごみの将来量を適切に予測して施設規模を定めること。

クリーンセンターの建設にあたり、ごみの減量・分別については、環境負荷の軽減はもとより、クリーンセンターの延命化にもつながることから、住民、事業者及び行政が一体となって、市民のごみに関する関心を高め、ごみの発生抑制を図るための仕組みづくりや具体的な行動計画を検討し、取り組むこと。

5 クリーンセンター施設の早期建設・稼働に向けた進行管理

クリーンセンター施設の早期建設・稼働に向けた計画的な進行管理に努めること。また、今回のクリーンセンターの施設整備に際しては本審議会の審議経過を活かすとともに、将来、クリーンセンターを更新する際には、その更新時点における施設の技術水準、建設位置の選定条件及び環境基準などを総合的に検討すること。

また、クリーンセンターの建設・稼働に向けた取り組み状況を本審議会に報告するとともに、本審議会の経過を活かし、住民の理解と協力が得られるよう、市民参加によるクリーンセンター整備・運営に対する意見を聴取する機関の設置について検討すること。

以 上。